

一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の
一部を改正する規程について

令和 3 年 3 月
経 済 産 業 省
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、水素燃料電池自動車の普及等の水素社会の実現に向けた技術進歩等に対応し、適切な保安規制を課す観点から、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）に基づき令和 2 年 8 月に措置した、圧縮水素スタンドにおける従業員の常駐を前提とせず顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為（以下「セルフ充填」という。）をさせる方法による高圧ガスの製造を可能とする技術上の基準に関して、適合性評価に資する例示基準等を定め、適切な運用を図るためのものである。

(2) 改正を行う通達

- ・ 一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第 3 号。以下「一般則例示基準」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則第 6 条第 1 項第 11 号等の規定による試験を行う者及び同項第 13 号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323 保局第 12 号。以下「大臣認定試験者通達」という。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる圧縮水素スタンドに係る技術上の基準に関する詳細審査基準の見直し【一般則例示基準、大臣認定試験者通達】

令和 2 年 8 月、圧縮水素スタンドにおいてセルフ充填を可能とするために保安確保上必要な技術上の基準の整備等に係る一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）等の改正を行った。具体的には、一般則第 7 条の 4 において、当該圧縮水素スタンド内の監視を行うための監視所を設け、構内の様々な設備又は措置に関し、運転状況の監視や異常時・緊急時に必要な警報及び遠隔での操作ができるようにすること及びセルフ充填における

顧客の安全を確保すること等に関する基準を定めたところ。

一般則の当該改正に伴い、今般、これら基準の適合性を評価する際の参考となる詳細な審査基準を一般則例示基準に整備し、当該基準を適切に運用するための改正を行う。併せて、大臣認定試験者通達において、高圧ガス設備の試験及び製造に係る経済産業大臣の認定の適用範囲等に、一般則第7条の4の適用を受ける高圧ガス設備も対象に加えるための改正を行う。

(2) その他【基本通達、大臣認定試験者通達】

- ・超高压で使用する高圧ガス設備の設計等に関する基準を定めたKHK S0220(2016)の規格について、令和2年10月に最新の知見に基づき改定されたことに伴い、基本通達（特定設備検査規則関係）において引用している当該規格を最新のもの（KHK S0220(2020)）に改めるための改正を行う。
- ・その他、大臣認定試験者通達について、表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和3年2月22日～令和3年3月23日	パブリックコメント
令和3年3月30日	公布・施行